

愛知県循環型社会形成推進事業費補助金募集要領

第1 趣旨

愛知県循環型社会形成推進事業費補助金は、地域における環境産業の振興及び循環型社会の形成を目指した総合的な循環型システムの構築を図るため、先導的な資源循環設備（リサイクル関係設備、排出抑制関係設備及びプラスチック関係設備）の整備並びに循環ビジネスの事業化検討に要する経費に対し補助金を交付するものです。

この募集要領は、愛知県循環型社会形成推進事業費補助金交付要綱実施要領（以下「実施要領」という。）第7の補助事業者の募集及び応募申請書の提出に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2 募集対象

以下の要件を満たす事業者を対象とします。

- 1 愛知県内で補助事業を行う事業者であること。
- 2 国税及び地方税を完納していること。
- 3 政治団体や宗教団体でないこと。
- 4 暴力団及びその関係者でないこと。
- 5 補助事業の公表に異議がないこと。

第3 事業の内容

（1）募集する補助事業の内容

募集する補助事業の内容は、第2に定める事業者等が行う表1-1及び表1-2の事業とします。

【表1-1】募集する補助事業（設備整備事業）の内容

補助事業の区分	補助対象事業	募集する補助事業の内容
資源循環設備整備事業	リサイクル関係設備整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係設備 ^{※1} 等の整備
	排出抑制関係設備整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係設備 ^{※2} 等の整備
	プラスチック関係設備整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるプラスチック関係設備 ^{※3} 等の整備

※1 次に掲げるものをいう。ただし、プラスチック関係設備に該当するものは除く。

- ア 他の事業者から排出される廃棄物を原料として新たな製品を製造するための設備・システム
- イ エコデザイン（製品の単一素材化、易解体化等）により資源として再利用可能な製品を製造するための設備・システム

※2 次に掲げるものをいう。ただし、プラスチック関係設備に該当するものは除く。

- ア 事業者が自ら排出する廃棄物の発生を抑制するための設備・システム
- イ エコデザイン（製品の長寿命化、軽量化等）により廃棄物の発生を抑制する製品を製造するための設備・システム

※3 次に掲げるものをいう。

- ア 他の事業者から排出される廃プラスチック（プラスチックが混入した廃棄物を含

- む。) を原料として新たな製品を製造するための設備・システム
 イ 事業者が自ら排出する廃プラスチックの発生を抑制するための設備・システム
 ウ エコデザイン（製品の単一素材化、易解体化等）により資源として再利用可能なプラスチック製品を製造するための設備・システム
 エ エコデザイン（製品の長寿命化、軽量化、プラスチック代替への素材転換等）により廃プラスチックの発生を抑制する製品を製造するための設備・システム

【表1－2】募集する補助事業（事業化検討事業）の内容

補助事業の区分	募集する補助事業の内容
循環ビジネス事業化検討事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性等を検討する事業

(2) 補助金の補助率

大企業1／3以内、中小企業1／2以内

「サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム」において実施する事業（以下「サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業」という。）に関しては、大企業1／2以内、中小企業2／3以内。

※ 大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者以外の者とします。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わるものとします。

※ 中小企業とは、大企業以外の者で事業を営む者とします。ただし、発行済株式の総数又は出資価格の総額の1／2以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の2／3以上を大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1／2以上を占めている中小企業者は、大企業として取り扱うものとします。

(3) 補助額の上限

補助額の上限は、補助事業の区分に応じ表2のとおりとします。

【表2】補助額の上限

補助事業の区分	補助対象事業	補助額の上限
資源循環設備整備事業	リサイクル関係設備整備事業	3,000万円
	排出抑制関係設備整備事業	
	プラスチック関係設備整備事業	
循環ビジネス事業化検討事業		500万円 ※サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、300万円上乗せ。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業の区分に応じ表3－1及び表3－2のとおりとします。

【表3-1】設備整備事業（リサイクル、排出抑制、プラスチック）

経費の区分	補助対象となる経費及び例			
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の造作・購入及び製作等に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>機械装置の造作費、システムの製作費 ※ 関連する附属設備も補助対象となります。</td></tr> </table>		例	機械装置の造作費、システムの製作費 ※ 関連する附属設備も補助対象となります。
例	機械装置の造作費、システムの製作費 ※ 関連する附属設備も補助対象となります。			
設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設計及び試験等に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>機械装置の詳細設計費、設備設置前の動作確認経費</td></tr> </table>		例	機械装置の詳細設計費、設備設置前の動作確認経費
例	機械装置の詳細設計費、設備設置前の動作確認経費			
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置に伴う工事に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>仮設工事費、据付工事費、配管工事費、電気工事費 ※ 用地及び上屋の整備に要する費用は補助対象となりません。</td></tr> </table>		例	仮設工事費、据付工事費、配管工事費、電気工事費 ※ 用地及び上屋の整備に要する費用は補助対象となりません。
例	仮設工事費、据付工事費、配管工事費、電気工事費 ※ 用地及び上屋の整備に要する費用は補助対象となりません。			

※1 各経費の金額の算定根拠が分かるよう、見積書や内訳書等の添付が必要です。

※2 補助事業を運用するための経常的な経費は補助対象となりません。

※3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象となりません。税抜金額に対しての補助となります。

【表3-2】事業化検討事業

経費の区分	補助対象となる経費及び例			
調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で行う各種調査や試験等に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>市場調査や分析調査に必要な旅費・翻訳費、消耗品の購入費、サンプル品の作成に伴う原材料費、試験に必要な機械装置のリース・レンタル料 ※ 調査に伴う人件費、通信・電話料、印刷費等の経常的な経費は補助対象となりません。</td></tr> </table>		例	市場調査や分析調査に必要な旅費・翻訳費、消耗品の購入費、サンプル品の作成に伴う原材料費、試験に必要な機械装置のリース・レンタル料 ※ 調査に伴う人件費、通信・電話料、印刷費等の経常的な経費は補助対象となりません。
例	市場調査や分析調査に必要な旅費・翻訳費、消耗品の購入費、サンプル品の作成に伴う原材料費、試験に必要な機械装置のリース・レンタル料 ※ 調査に伴う人件費、通信・電話料、印刷費等の経常的な経費は補助対象となりません。			
研修・指導費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な研修、専門家からの指導を受けるために要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>新技術や新技能を習得するための研修に参加した場合の旅費、大学教授から新技術の指導を受けた場合の謝礼・旅費 ※ 単なるスキルアップのための研修や図書の購入費は補助対象となりません。</td></tr> </table>		例	新技術や新技能を習得するための研修に参加した場合の旅費、大学教授から新技術の指導を受けた場合の謝礼・旅費 ※ 単なるスキルアップのための研修や図書の購入費は補助対象となりません。
例	新技術や新技能を習得するための研修に参加した場合の旅費、大学教授から新技術の指導を受けた場合の謝礼・旅費 ※ 単なるスキルアップのための研修や図書の購入費は補助対象となりません。			
調査委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部へ調査委託する場合に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>他の企業や大学に分析調査を依頼した場合の委託費、製品の需要調査に伴うコンサル料、特許調査費 ※ 補助対象事業の全ての調査を外注することはできません。</td></tr> </table>		例	他の企業や大学に分析調査を依頼した場合の委託費、製品の需要調査に伴うコンサル料、特許調査費 ※ 補助対象事業の全ての調査を外注することはできません。
例	他の企業や大学に分析調査を依頼した場合の委託費、製品の需要調査に伴うコンサル料、特許調査費 ※ 補助対象事業の全ての調査を外注することはできません。			
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に要する経費 <table border="1"> <tr> <td>例</td><td>大学との共同開発事業費、新技術の開発に必要な新たに雇用された者的人件費 ※ 機械装置の購入など財産価値が生じるものは補助対象とはなりません。</td></tr> </table>		例	大学との共同開発事業費、新技術の開発に必要な新たに雇用された者的人件費 ※ 機械装置の購入など財産価値が生じるものは補助対象とはなりません。
例	大学との共同開発事業費、新技術の開発に必要な新たに雇用された者的人件費 ※ 機械装置の購入など財産価値が生じるものは補助対象とはなりません。			

※1 各経費の金額の算定根拠が分かるよう、見積書や内訳書等の添付が必要です。

- ※2 旅費を計上する場合は、旅行者、目的、行先を内訳書に添付する必要があります。
- ※3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象となりません。税抜金額に対しての補助となります。
- ※4 研究開発費はサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業に該当する場合のみ補助対象となります。

(5) 補助金の支払い

補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払とします。なお、精算にあたっては、領収書等支出を証明する関係資料が必要です。

(6) 実施期間

交付決定の日から当該年度末までとします。

ただし、循環ビジネス事業化検討事業については、交付決定のあった年度から最長2年にわたる調査期間を設定することができますが、2年目についても補助金の交付を希望する場合は、応募を行い採択される必要があります。

第4 応募の方法

(1) 提出書類

提出書類は、表4のとおりとします。応募申請書の様式は、愛知県のウェブページからダウンロードできますが、愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）でもお受け取りいただけます。

応募申請は、補助事業の区分ごとに1回の募集につき1件とします。

【表4】提出書類

提出書類	部数
実施要領の様式1-1～様式1-4に定める「愛知県循環型社会形成推進事業費補助金応募申請書」（両面刷りA4版）	10部
事業の内容及び経費の算定根拠を説明する補足資料（図面、事業フロー図、見積書、内訳書等）	10部
誓約書	1部
経営状況表	1部
直近3会計年度の法人税の確定申告書一式（確定申告書、決算報告書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書）の写し1部	1部
応募申請書のデータを格納したCD-Rなどの電子媒体	1部

(2) 提出場所・方法

愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）

(3) 提出期限

4月下旬（各年度補助事業者募集の記者発表時に告知）

第5 審査の方法

県が設置する有識者による審査会（以下、「審査会」という。）で応募申請書等の審査を行い、補助事業候補者を選定します。また、審査にあたっては、応募申請者からヒアリングを行う場合があります。

なお、選定結果については、全ての応募申請者に通知するとともに、採択事業を県のWebページで公開します。

（1）審査のポイント

選定のための審査項目は以下のとおりです。

① 財務審査

- ・補助事業者の財務体質は事業の継続性に支障がない状態にあるか。

② 事業審査

ア 先導的・独創的な技術又はシステムであるか

(技術の場合)

- ・リサイクル技術（リサイクル率の向上やリサイクル品の品質、純度の向上など）や排出抑制技術（廃棄物の発生量又は排出量の削減効果の向上など）、サーキュラーエコノミーに資するエコデザイン技術（製品の循環利用率の向上や資源投入量の削減など）について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

- ・リサイクル品やエコデザインを施した製品の用途（新規用途の開拓や波及効果が大きいことなど）、リサイクル原料等の利用（リサイクル困難品や低品質リサイクル原料の利用など）について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

(システムの場合)

- ・I o TやI C TなどのDX技術を活用して、廃棄物処理の効率化や廃棄物発生の抑制につながる仕組みや技術基盤、商流ネットワーク等について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

イ 環境負荷低減効果が認められるか

- ・最終処分量や資源投入量の削減効果など、物質収支の観点から環境負荷低減効果が大きいかどうか。なお、物質収支における環境負荷低減に伴い生じる、二酸化炭素排出量の削減効果などの環境負荷低減効果も考慮する。

ウ 事業の継続性が見込めるか

- ・事業計画（原料の調達、製品の用途、製品の販売見込み、将来の展望等）から、事業が採算性を確保して継続的に実施できるかどうか。

（2）決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。

- ① 愛知県循環型社会形成推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、実施要領及び募集要領に違反した場合
- ② 応募申請書に虚偽の記載がある場合
- ③ その他、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

第6 補助金の交付申請手続き等

補助事業が選定された事業者は、交付要綱に基づく補助金の交付申請が必要です。

第7 問合せ先

愛知県環境局資源循環推進課循環グループ（あいち資源循環推進センター）

電話 052-954-6233（ダイヤルイン）

FAX 052-953-7776

E-mail junkan@pref.aichi.lg.jp

第8 その他の留意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出書類の作成に要する費用は、応募申請者の負担となります。
- ・交付決定前の発注は原則として認められません。交付の取り消しの対象となります。
- ・補助事業は当該年度内に完了しなければなりません。補助事業が当該年度内に完了しない場合は、補助金の交付は原則として取り消しとなります。
- ・補助対象経費により取得した財産については、補助事業完了後から5年を経過するまでの間、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。
- ・本事業は新年度予算成立を前提としていることから、成立した予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じることがあります。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

この要領は、平成27年3月2日から施行する。

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月22日から施行する。

この要領は、平成31年3月7日から施行する。

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

この要領は、令和4年2月17日から施行する。

この要領は、令和5年2月21日から施行する。

この要領は、令和6年2月19日から施行する。

この要領は、令和8年2月20日から施行する。